

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年8月20日(2015.8.20)

【公開番号】特開2015-112147(P2015-112147A)

【公開日】平成27年6月22日(2015.6.22)

【年通号数】公開・登録公報2015-040

【出願番号】特願2013-254295(P2013-254295)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成27年7月2日(2015.7.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

識別情報の可変表示を行う可変表示手段に特定表示結果が導出表示されたときに、遊技者にとって有利な有利状態に制御する遊技機であって、

表示結果が導出表示される以前に、特定演出の実行の有無を決定する特定演出実行決定手段と、

識別情報と同期して特殊画像を表示する特殊画像表示制御手段とを備え、

前記特定演出実行決定手段による決定結果にもとづいて異なる割合で、停止表示する識別情報と同期する前記特殊画像の組み合わせを選択して識別情報の表示制御を行うことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 1】

本発明は、識別情報の可変表示を行う可変表示手段に特定表示結果が導出表示されたときに、遊技者にとって有利な有利状態に制御する遊技機に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 9

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 9】

(手段1) 本発明による遊技機は、識別情報の可変表示を行う可変表示手段(例えば、演出表示装置9)に特定表示結果(例えば、大当たり図柄)が導出表示されたときに、遊技者にとって有利な有利状態(例えば、大当たり遊技状態)に制御する遊技機であって、表示結果が導出表示される以前に、特定演出(例えば、擬似連)の実行の有無を決定する特定演出実行決定手段(例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560における、ステップS105を実行することで、擬似連を実行する変動パターンと実行しない変動パターンと

から、一の変動パターンを選択する部分)と、識別情報と同期して特殊画像(例えば、特殊画像3500)を表示する特殊画像表示制御手段(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100における、ステップS504において特殊画像に応じたプロセステーブルを選択し、ステップS506, S844において該プロセステーブルにおけるプロセスデータの内容にしたがって演出表示装置9を制御する部分)とを備え、特定演出実行決定手段による決定結果にもとづいて異なる割合で、停止表示する識別情報と同期する特殊画像の組み合わせ(例えば、成功組み合わせ)を選択して識別情報の表示制御を行う(例えば、図29に示す擬似連成功組み合わせ選択テーブルを用いてステップS2809において成功組み合わせを選択して、演出図柄の変動を行う)ことを特徴とする。そのような構成によれば、特定演出の実行の有無に関する多様性を高めることができ、興趣を向上させることができる。

#### 【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】削除

【補正の内容】

#### 【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0011】

(手段2)手段1において、特殊画像が同期する識別情報が停止表示された場合に特定演出を実行する演出実行手段(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100における、ステップS506, S844を行う部分)を備え、演出実行手段は、特定演出として、識別情報の可変表示が開始されてから識別情報の表示結果が導出表示されるまでに、識別情報の可変表示を再度実行する所定回の再可変表示(例えば、再変動)を伴う再可変表示演出(例えば、擬似連演出)を実行し、再可変表示の回数にもとづいて異なる割合にて、停止表示する識別情報と同期する特殊画像の組み合わせを選択して識別情報の表示制御を行う(例えば、Kの値にもとづいて図29(1), (2)に示すいずれかの擬似連成功組み合わせ選択テーブルを用いてステップS2809において成功組み合わせを選択して、演出図柄の変動を行う)こととしてもよい。そのような構成によれば、再可変表示が行われる度に、遊技者を特定演出の実行の有無に注目させることができ、興趣を向上させることができる。

#### 【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】削除

【補正の内容】

#### 【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

#### 【0013】

(手段3)手段1または手段2において、特定演出実行決定手段による決定結果にもとづいて異なる割合にて、複数の特殊画像(例えば、第1特殊画像態様、第2特殊画像態様)から一の特殊画像を選択する特殊画像選択手段(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100における、ステップS2810を行う部分)を備え、特殊画像表示制御手段は、特殊画像選択手段によって選択された一の特殊画像を表示することとしてもよい。その

のような構成により、表示される特殊画像の種類によって特定演出の実行の有無を示唆することにより、特定演出の実行の有無に関する多様性を高めることができ、興趣を向上させることができる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

(手段4)手段1から手段3のいずれかにおいて、複数の予告演出(例えば、本例の第1予告演出～第4予告演出の他、大当たり種別が確変大当たりであることや、潜伏確変状態に制御されていることを予告する予告演出や、先読み予告演出など)のうち実行する予告演出を決定する予告演出決定手段(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100におけるステップS5001～S5004を実行する部分)と、予告演出決定手段によって実行すると決定された予告演出を実行する予告演出実行手段(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100におけるステップS506，S845を実行する部分)と、識別情報の可変表示パターン(例えば、変動パターン)を決定する可変表示パターン決定手段(例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560におけるステップS105を実行する部分)とを備え、可変表示実行手段は、可変表示パターン決定手段による決定結果にもとづいて、識別情報の可変表示を実行し(例えば、ステップS506，S844を実行し)、可変表示パターンは、識別情報の可変表示が開始されてから識別情報の表示結果が導出表示されるまでに仮停止させた後に識別情報の可変表示を再度実行する再可変表示を所定回実行する再可変表示パターン(例えば、擬似連演出を伴う変動パターン)を含み、予告演出決定手段は、可変表示パターン決定手段によって再可変表示パターンに決定されているときには、複数の優先規則のうちの他の優先規則に比べて再可変表示が実行されることを予告する予告演出(本例では第4予告演出(擬似連予告演出))の優先順位が高い優先規則(本例では図32(C)の優先規則テーブルに示される第3パターンまたは第4パターンの優先規則)にしたがって実行される予告演出の数が所定数未満となるように予告演出を決定する(例えば、ステップS5006～S5007を実行する)こととしてもよい。そのような構成によれば、予告演出に関する設計をより柔軟にすることができ、遊技興趣を向上させることができる。